

令和 6 年 1 2 月 3 日

指定旧供給地点小売供給約款の変更の 認可について

東北経済産業局長から、盛岡ガス株式会社（法人番号 9400001001576）による電気事業法等の一部を改正する等法律（平成 27 年法律第 47 号以下「改正法」といいます。）附則第 30 条第 1 項の規定による指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可申請に関する、改正法附則第 36 条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329 資第 5 号。その後の改正を含みます。）以下単に「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり東北経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙)

経 済 産 業 省

20241126東北第15号
令和6年12月3日

東北経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可について（回答）

令和6年11月26日付け20241125東北第1号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可の申請については、認可することに異存はありません。